

# 「子供」と「子ども」の表記をめぐって 教育行政及び教育現場での表記のあり方

牛見 真博\*

The spelling of the word “children” in Japanese:

The ideal spelling of children in Japanese in the educational administration  
and the field of education.

USHIMI Masahiro

Abstract

It is free to choose the form “子供” or “子ども” to write the word “children” in Japanese as individuals. It is, however, a fundamental rule to select the form “子供” in the educational administration and the field of education according to the current mother-language policy in Japan. Nevertheless, many people who work at those fields in fact choose the form “子ども”. In this paper, I will focus on the spelling of the word “children” in Japanese in the educational administration and the field of education and argue how it should be.

**Keywords:** *spelling of the word, “children” in Japanese, educational administration, field of education*

## 1 はじめに

「子供」と書くか、あるいは「子ども」と書くかは、個人の表記としてはもちろん自由である。ただし、現行の国語政策や『学習指導要領』にしたがえば、教育行政や小学校・中学校・高等学校といった教育現場においては、原則「子供」と表記するべきところである。しかしながら、実際には各自治体の教育委員会や教育現場に至るまで、「子ども」との交ぜ書き表記が多く見られるのが現状である。

本稿は、教育行政及び教育現場での表記に論点を絞ることと当該問題の整理を試みるとともに、現行の国語政策や『学習指導要領』、さらに国語・漢字文化を踏まえながら表記のあり方について論じたいと思うものである。

## 2 「子ども」表記の契機

「子ども」表記の普及にとりわけ大きな影響力を与え

たのは、戦後最初の「岩波講座」である『岩波講座教育』<sup>1)</sup>であることが、佐藤卓己『物語岩波書店百年史2 「教育」の時代』において次のように指摘されている<sup>2)</sup>。

今日、この講座の「古典的」影響力が存在しているとすれば、「子供」から「子ども」への表記変更である。現在、岩波書店や日教組の文書では「子ども」と表記統一されているが、新聞各紙ではまだ混用されている。「子ども」表記の主流化において、第七巻「日本の子ども」(1952年)の影響は決定的だった。

同書ではさらに、「子ども」表記の普及運動の端緒が、「日本子どもを守る会」(1952年5月17日設立)の副会長・羽根説子氏(翌年、二代目会長)に始まるとして、上田融『『コドモ』の表記をどうするか』(『用語委員会だより』第四七

号、共同通信社、1998年)中で引用された彼女の書簡(1977年)を紹介している<sup>3)</sup>。

二十五年前に会の名前をつける時、私が子供の供という字はいけないと主張して「供」を「とも」にしました。人権をみとめる時代に「供」という字はいけなく、と考えたことなど思い出します。(守る会事務局の)金田さんは(家永)教科書裁判の杉本判決で「子ども」になっていた、と喜んでます。

以後、「供」は、大人への従属、隷属を連想させる漢字であり、こどもの人権の軽視であるという主張も行われるようになる。

それに対して、「子供」表記が正当であるという主張も行われ<sup>注1)</sup>、またそうしたことは無関係に、「子ども」のほうが見た目が柔らかいといった感覚的な理由によって、「子ども」と表記されるという現状もある。

先にも述べたように、いずれで表記するにしても個人としては自由である。しかしながら、本稿で取り上げる教育行政及び教育現場における表記に論点を絞れば、原則は「子供」ということになる。その理由について、現行の国語政策及び『学習指導要領』、さらに国語・漢字文化の観点から述べていきたい。

### 3 行政機関は原則「子供」

行政機関における漢字表記の規準は、『常用漢字表』<sup>4)</sup>(平成二十二年内閣告示第二号)に求められる。『常用漢字表』「前書き」には次のようにある<sup>5)</sup>。

#### 前書き

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人個人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 この表は、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

内閣告示である『常用漢字表』の存在の意義は、前書きの1に明記されるように、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など」の「漢字使用の目安」である。その『常用漢字表』において「供」は次のようにあり、例として「子供」の表記も示されている<sup>6)</sup>。(傍線筆者)

漢字	音訓	例
供	キョウ	供給、提供、自供
	ク	供物、供養
	そなえる	供える、お供え
とも		供、子供

そして公用文の漢字表記については、「公用文における漢字使用等について」(平成二十二年十一月三十日内閣訓令第一号)に、「政府は、本日、内閣告示第二号をもって、「常用漢字表」を告示した。今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする」<sup>7)</sup>とあり、その「別紙」には次のように明記されている<sup>8)</sup>。

#### 一 漢字使用について

- (一) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(平成二十二年内閣告示第二号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。

この一文により、公用文では、原則「子供」と表記すべきことになる。さらに、「エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く」として、次の例が挙げられている<sup>9)</sup>。

例 げ(惜しげもなく) ども(私ども)  
ぶる(偉ぶる) み(弱み) め(少なめ)

公用文における「ども」は、複数を表す場合に使う接尾語であることが明示されている。そのため、「子ども」と表記すれば、「子」の複数形で「子たち」の意味となる。つまり、「こどもが一人いる」という場合の「こども」は、「子供」と表記するのが適切ということである。「子供」に関しては公用文における漢字使用が円滑化し、「子ども」という交ぜ書き表記が横行していた文部科学省も、平成25年7月には、省内の表記を「子供」に統一するよう改めて通達を出すに至った。それを承けて平成29年3月に告示された『学習指導要領』でも、それまでの「子ども」という表記から「子供」に改められた。

しかしながら、各都道府県レベルの教育委員会において、原則として「子供」表記であることが確認できるのは、管見の及ぶ限り、東京都と広島県に限られる。それ以外では、「子供」「こども」との併用がありながらも、大半は「子ども」と交ぜ書きで表記しているのが実情である。

各自治体や教育委員会には、現行の国語政策をベースにしながらも独自に定められた表記規準なるものがあり、そこに「子ども」と示されていれば、公用文書はもちろん、管轄下のウェブサイト、広報誌などに至るまで、すべて「子ども」と表記されることになる。教育委員会がそうであれば、各学校においても管理職から現場の教師に至るまで、「子ども」表記が用いられることも多くなる。

その結果、学校、児童生徒、家庭、地域社会などへも「子ども」表記が広がっていくことになる。学校やPTAの広報誌に「子供」と書いて寄稿すると、編集段階であえて「子ども」と修正されて印刷される事態までであるという。

そうした事態に関して、以下に少し長い引用になるが、国立国語研究所ウェブサイトにおける「よくあることばの質問」のQ&Aを掲げてみたい<sup>10)</sup>。

（質問）

学校の保護者会で書記を引き受けました。記録や配布物では「子ども」と書くように、という引継ぎがありました。どうして仮名を交ぜて書くのか、前任者や周囲の先生に伺ってみましたが、「いつもそうしている。」という以外に、理由がわかりません。「子供」と「子ども」では書き分けがあるのでしょうか。

（回答）

一般社会で目安となる漢字の用法の基準として「常用漢字表」があります。これは漢字が音読みの五十音順の表になっていて、字種、音訓、用例、特記すべき熟字訓や異字同訓の用法を示しています。そこでは、「供」の漢字に「とも」という訓があって、その用例として「子供」が挙がっています。ですから公用文などで用いる漢字の使用として、「子供」が間違っているわけではありません。

一方、教育界に広まっている考え方として、『こども』は国連の児童憲章で明らかにしているように、社会から尊重され守られるべき立場なのだから、『供』という漢字はふさわしくない、という考え方があるようです。

「供」という漢字がふさわしくないとするには「お

供(とも)」「供奉(グブ)」などというように、従属や隷属を意味するから、あるいは「こども」と複数の集団をさげすんで呼ぶのみに使うから、という理由があるといえます。

日本語では、複数の全体やそのうちの一部をさすときに、「こども」という接尾語を付けることがあります。その表記は伝統的には「供」ばかりではなく、「共」の漢字も使われてきました。しかも、どちらの漢字・漢語も、もともと接尾語の意味・用法があったのではなく、「とも」という訓を媒介にして、日本語においてだけ活用されてきた用法なのです。

また、複数を表わす、という意味を添えている間は、接尾語としての役割を実質的に果たしているといえます。しかし、「こども-たち」とか「こども-ら」という言い方が成り立ち、そうしないと格別に複数の意味にとられない場合もあります。あるいは「こどもは一人です。」などということができる、というのをみると、「こども」の「ども」は、すでに複数を表わす、という接尾語本来の役割を終えている、とも考えられます。

そうはいっても、上にも述べたように、従属や隷属の字義に思いを馳せ、あるいは、本来の接尾語の姿を想像したり、連想したりすることを、すっかり一切やめなさい、といっても、そう簡単に抑えられるものではないでしょう。このことは、差別表現とも通じ、「嫌だ、不快だ、落ち着かない、という人がいる以上は、やめておく。」という穏やかな原則も成り立つことでしょう。

さて、漢字で書くか、仮名で書くか、についていえば、有る限りの漢字をできるだけ総動員して書かねばならない、とか、全体で何パーセントの漢字含有率を目指して書かねばならない、などという決まりも、(新聞社内の基準や、読みやすさの目安にこそあれ、)公的な規則としてあるわけではありません。ですから実は「子供」でも「子ども」でも「こども」(因みに、国民の祝日は「こどもの日」と書きます。)でもよいのです。

このうち「子ども」は、「交ぜ書き」と言われる、漢字で書けるものの一部分に仮名を交ぜて書くものです。これは、語義を漢字から直感できない、とか、書き手が読み手の程度に合わせてやっている、という態度を感じさせるなど、素直に読めない、いわば「わだ

かまり」のようなものを生じやすい、という報告はあります。ですから常用漢字にない、いわゆる「表外漢字」であっても、仮名になおさず、漢字のまま書いて振り仮名を手当てする、といった方策も、認知を得る傾向にあるようです。

文字や表記の複雑な日本語ですから、公的なもので最終的にどう書くか迷った時には、仮名書きにする、という考え方もあります。

表記は、書き手の思想や考え方を主張する表現とされる場合もありますが、日常の言語生活では、いちいち、そんなに大上段に構えて文字種を選んで書いてはられないでしょう。周囲が文字情報として適確に内容を理解でき、しかも穏やかに受け入れられる、といった方法を、時と場に合わせて考えてみてください。事情や背景を含みながら、ここではこう書くという選択決定も有りうることでしょう。

国立国語研究所という社会的性格と、ここでの質問が学校の保護者会という場での表記ということからすれば、様々な立場が勘案された回答であると言えよう。

ただし、この質問の状況下において、「子ども」と表記することを強制されるものでないことだけは確かである。

#### 4 小学6年生からは「子供」表記

次に、教育現場での表記に目を向けたい。漢字の学習について、『小学校学習指導要領』（付表「学年別漢字配当表」）は、いわゆる教育漢字として小学校段階で学ぶ漢字1026字を定めている<sup>注2)</sup>。

同表によれば、「子」は1年生、「供」は6年生で学ぶ漢字とされている。そのため、1～5年生までは、教科書においても「子ども」と交ぜ書きで表記されるが、6年生で「供」を学んだ後は、「子供」と読み書きすることが求められることになる。

その根拠としては、次に掲げる『小学校学習指導要領国語』「第3節 第5学年及び第6学年の内容」の1〔知識及び技能〕(1)「言葉の特徴や使い方に関する事項」の工に次のようにある<sup>1)</sup>。

第5学年及び第6学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該

学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。

つまり、小学校6年生で「供」を学んでからは、それを「読むこと」と「漸次書き、文や文章の中で使うこと」が求められる<sup>注3)</sup>。

さらに、中学校段階では「子供」と表記するように、より求められることになる。『中学校学習指導要領国語』の1〔知識及び技能〕(1)「言葉の特徴や使い方に関する事項」から、関連する学年における事項を挙げると次のようである。

#### 第2学年

ウ 第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち350字程度から450字程度までの漢字を読むこと。また、学年別漢字配当表に示されている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。<sup>12)</sup>

#### 第3学年

ア 第2学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字の大体を読むこと。また、学年別漢字配当表に示されている漢字について、文や文章の中で使い慣れること。<sup>13)</sup>

すなわち、『学習指導要領』の記述にしたがえば、遅くとも中学2年生では「子供」と「書き」、文や文章の中で使うこと、3年生では「文や文章の中で使い慣れること」が求められている。しかしながら、現実には、当の文部科学省検定済教科書（以下、教科書）の中にも、『学習指導要領』に反して、「子ども」と表記している例が見られる。

現在、中学3年で使用されている全ての国語教科書（五社）に載る魯迅の小説「故郷」について、各教科書会社が「子供」か「子ども」か、いずれの表記を採っているかを示すと次のようである<sup>注4)</sup>。（傍線筆者）

「子供」表記（学校図書、東京書籍、光村図書）  
今、母の口から彼の名が出たので、この子供の頃の思い出が、電光のように一挙によみがえり、私はやっと美しい故郷を見た思いがした。

「子ども」表記（教育出版、三省堂）  
今、母の口から彼の名が出たので、この子どもの頃の思い出が、電光のように一挙によみがえり、私はやっ

と美しい故郷を見た思いがした。

すでに述べてきたように、『学習指導要領』にしたがえば表記は「子供」とあるべきはずだが、「子ども」と表記している教科書もある。後者のような中学校の教科書における「子ども」表記は、明らかに『学習指導要領』を踏まえていないことになり、この点については理由の説明が求められよう。

## 5 先行研究に見る「子ども」表記の理由

教育行政や教育現場において「子ども」表記が幅を利かせている理由について、清野隆氏は国語科教育の立場で、現場の教師や大学生によるアンケート結果も踏まえ、様々な角度から論じている<sup>14)</sup>。以下に、その理由について端的に要約しながら掲げてみたい。

「供」を6年生で学ぶ漢字と知らない教師がいる。小学校の教科書に「子ども」とあることが多いため、教師がそれを表記の規準と思い込んでいる。

及び「に」に指導を受けた児童生徒が社会に出て「子ども」と表記する。放送・新聞などの関係者が、学んできたことを基に「子ども」と表記する。これが広く流布し、一般化される。その結果、多くの人が「子ども」の表記に疑いを持たなくなる。

国語審議会の答申を受けた内閣告示(『常用漢字表』)であるにもかかわらず、広く流布していることを正しいと思い込んでいる人が多いため、法令、行政の文章にも「子ども」の表記が多くなる。

「子ども」は「子」に接尾語「ども」がついたものと考えられるという説がある。

「供」は、当て字の要素が強いため、用いないほうがよいという説がある。

「供」は、字源を考えるとよくない漢字であり、したがってひらがなのほうが適切だという説がある。

すべてを了解していながら、「子ども」と表記する(これについては個人の思想の問題であるとして、論じない立場を取っている：筆者注)

清野氏は ~ の要因を踏まえた上で、次のように述べている。

これら から までの要因が多様に入り組んで、「こども」は「子ども」、あるいは「子供」と表記されるようになったと考えられる。 から の説のなかで「こども」の表記に関して、「子ども」と表記する学問的な論述を現段階で管見することはできなかった。しかし、学生、先生などに聞くとあいまいであるが、からのいずれかに当てはめて理由を説明する傾向が強いのである。

「子ども」と表記される理由としては、国語・漢字文化に対する理解が不十分であることも挙げられよう。そもそも、国語的には「子ども」と表記しなければならないという根拠など全くないのである。そこで次に、前掲の清野論文で「子ども」表記をする人々の理由の説明として挙げられている、「『子』に接尾語『ども』がついた形である」、「当て字である」、「字源がよくない」というそれぞれについて見ていきたい。

## 6 国語・漢字文化の観点から

(1)「『子』に接尾語『ども』がついた形である」について「子ども」と使うときの「ども」は、現代国語において複数をあらわす接尾語であるとは言いがたい。ここでは、先に引用した国立国語研究所の回答から、関連する箇所について再掲したい<sup>15)</sup>。

複数を表わす、という意味を添えている間は、接尾語としての役割を実質的に果たしているといえます。しかし、「こども-たち」とか「こども-ら」などという言い方が成り立ち、そうしないと格別に複数の意味にとられない場合もあります。あるいは「こどもは一人です。」などということができる、というのをみると、「こども」の「ども」は、すでに複数を表わす、という接尾語本来の役割を終えている、とも考えられます。

このように、「『子』に接尾語『ども』がついた形である」ため、「子ども」と表記すべきということは、いささかの外れな見解であることが理解されよう。

## (2)「当て字である」について

次に、「当て字である」から「子ども」と表記すべきとする説について見ていきたい。『常用漢字表』の「付表」に、熟字訓、いわゆる当て字の例が掲げられているが、その一

部を掲げてみる<sup>16)</sup>。

あす/明日 えがお/笑顔 おかあさん/お母さん  
 おとうさん/お父さん おとな/大人 かぜ/風邪  
 きのう/昨日 きょう/今日 くだもの/果物  
 けさ/今朝 けしき/景色 ことし/今年  
 じょうず/上手 すもう/相撲 ついたち/一日  
 つゆ/梅雨 とけい/時計 はたち/二十/二十歳  
 はつか/二十日 ひとり/一人 ふたり/二人  
 めがね/眼鏡 もみじ/紅葉

これらの語については、どれも漢語として日本語の語彙の中に溶け込んでいる表記である。試みに、その幾つかについて交ぜ書きで表記すると、次のようになる。

え顔(笑顔) こ年(今年) 上ず(上手)  
 と計(時計) へ屋(部屋) むす子(息子)

当て字であるという理由によって交ぜ書きで表記することには、やはり違和感があり、漢語の特長である瞬時の語の意味の把握にも支障をきたしかねない。

たとえば、「子供」と対置される「大人」の語について、「大とな」「おと人」などとは書かない。こうしたことから、「子供」は「当て字である」から、「子ども」とするのがよいという意見もまた、説得力はないと言わざるを得ない。

### (3)「字源がよくない」について

最後に、「字源がよくない」という理由についてである。これには漢字の原初の姿である甲骨文・金文にまでさかのぼり、体系的な文字学を展開した東洋学者・白川静氏の字源字典『字統』<sup>17)</sup>から例を挙げてみたい。

たとえば「真(眞)」は、もともと行き倒れて首のもげた死者を意味するという。しかし、歴史的な字義の展開のなかで、「真理」「真実」といったように意味が純化されて現在に至ったとある。

また、「白」も、もとは雨露にさらされる頭蓋骨の象形文字だが、やはり次第に純化されて、「けがれの無い」といった意味を持つに至ったとされる。さらに「道」は、古代社会において呪詛的な行為として異族の首を持ち、邪悪と考えられていた異郷の地の霊を祓い清めながら進む字であるとされており、血なまぐさい字源ではあるが、時代が下るにつれて「道理」「…道」といった高度な観念を表すように、

漢字の意味が変遷していくのである。

このように、字義の変遷過程が、そのまま歴史の中での人間の精神史とも重なるのが、漢字文化の豊かさであるとも言える。漢字が古代社会の背景を持ち合わせて生まれた文字であることを踏まえ、現代人のものさしで、その善し悪しをはかるうとすることは、文化そのものに対する現代人の傲慢とも言うべきものであろう。

ちなみに「供」は、『字統』に拠れば、「共」が両手でものを捧げて薦める形であり、「供献を意味する」とある。

「子ども」と交ぜ書き表記する理由として、「供」が従属や隷属を連想させ、人権軽視の漢字であるというものがあはることはすでに見てきたところである。

しかし、こうした物言いが許されるのであれば、「供献」を意味する「供」は、神仏やご先祖様への「お供え」、ご先祖様の「供養」などとして用いる漢字でもあり、目に見えない存在に対して物品や心を「供え」「献ずる」敬虔な行為を表し、また「人」と「共」にありで、人権重視の時代にまことにふさわしい漢字であるということも言えることになる。

つまり、両者はあくまでも字義の一端を取り上げた際の解釈に過ぎないものである。もし、「供」が従属、隷属を連想させ、人権軽視の漢字であるという恣意的な言い分を根拠に「子ども」という表記を正当化しようとするところがあるとすれば、それはもはや国語の問題という次元を通り越して、イデオロギーの問題であると言わざるを得ないのである。

## 7 おわりに

結局、教育行政及び教育現場において、「子ども」と表記する理由としては、特定のイデオロギーにもとづいて表記しているか、現行の国語政策や『学習指導要領』による表記の原則、あるいは国語・漢字文化への理解が不十分なまま表記しているか、行政上の表記の規準に仕方なく従わされているか、のいずれかということになる。

すでに本稿で述べてきたように、「公用文における漢字使用等について」といった行政に関する現行の国語政策や、『学習指導要領』の記述にしたがえば、教育行政及び教育現場においては紛れもなく「子供」表記が原則である。

さらには、『学習指導要領』において、小学6年生からは「子供」と「漸次書き」、中学3年生では「文や文章の中で使い慣れる」ことが求められていながら、教育委員会や現場の教師自身が率先して「子ども」と書いているとすれば

指導の妥当性が問われよう。

とりわけ、「子ども」と表記している教育行政には、どのような意図であえて原則に反した表記をしているのかについて、是非その見解を求めたいところである。

因になつては本末転倒であるとも言えよう。

注4) 各社の教科書は、学校図書『中学校国語3』, 東京書籍『新編新しい国語3』, 光村図書『国語3』, 教育出版『伝え合う言葉 中学国語3』, 三省堂『現代の国語3』。

#### 参考文献

- 1) 『岩波講座教育』(岩波書店, 全八巻, 1952年6月-1953年1月)
- 2) 佐藤卓己『物語岩波書店百年史2 「教育」の時代』(岩波書店, 2013年), 289-290頁
- 3) 同上, 290頁
- 4) 文化庁『常用漢字表』(ぎょうせい, 2011年)
- 5) 同上
- 6) 同上
- 7) 同上
- 8) 同上
- 9) 同上
- 10) 国立国語研究所ウェブサイト「よくあることばの質問 『「子ども」の表記』」(<https://kotobaken.jp/qa/yokuaru/qa-23/>)
- 11) 文部科学省『小学校学習指導要領解説国語編』(東洋館出版社, 2018年), 115頁
- 12) 文部科学省『中学校学習指導要領解説国語編』(東洋館出版社, 2018年), 74頁
- 13) 同上, 103頁
- 14) 清野隆「国語科教育の基礎学の構築(一) 漢字の基礎 「子ども」・「子供」の表記を基にして」(『北海道教育大学紀要』教育科学編, 五九(一), 2008年)
- 15) 10)に同じ
- 16) 前掲『常用漢字表』「付表」
- 17) 白川静『字統』(平凡社, 1984年)

#### 注記

注1) 「コドモは『子供』と書くべきだ」(『産経新聞』朝刊, 平成10年11月23日付), 「子供再論 「子ども」こそが差別的表記」(塩原経央『国語の時代 その再生への道筋』所収, ぎょうせい, 2004年) などがある。

注2) 平成29年告示『小学校学習指導要領』から、「学年別漢字配当表」に新たに20字が加えられ、それまでの1006字から1026字になった。

注3) 「供」を学ぶのが6年生であるため、小学校段階での交ぜ書きは仕方ない面もあるが、未習の児童についてもルビを振るなどの教育的配慮により弾力的な運用をすることは可能である。そもそも「学年別漢字配当表」の存在が、児童から漢字を遠ざける要

